

当院では10月から「マイナンバーカード」を使ったオンライン資格確認の運用を開始しました。マイナンバーカードに健康保険証機能が追加され、通院などの場面で便利になります。

オンライン資格確認とは？

医療機関や薬局を受診する際に、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号などを利用して保険資格情報をオンライン上ですぐに確認できる仕組みです。受付で顔認証付きカードリーダーを使用し、患者自身が本人確認を行います。カードを読み込み医療保険の資格情報の取得や薬剤情報・特定健診情報閲覧に係る同意、限度額認定証などの情報提供に係る同意などができます。



シリーズ 第165話

「マイナンバーカード」を使った
オンライン資格確認

市民病院 経営管理部 医事課

▽市民病院（代表）TEL 22・2171
ID 751376216（ほのか診察室）

メリットは？

① 自動化による待ち時間の短縮

従来の資格確認は、受付のスタッフが健康保険証を預かり、記号・番号・氏名・生年月日・住所などの資格情報を目視で確認し、医療機関システムに入力していました。しかし、マイナンバーカードを使ってオンライン資格確認を行う場合、医療機関システムで最新の保険資格を自動取得することができます。保険証を提示いただいた場合には、最低限の資格情報の入力が必要ですが、マイナンバーカードと同様に資格情報を取り込むことができます。

② 薬剤情報・特定健診情報の共有

患者の同意を得た場合、過去に処方された薬や特定健診などのデータが自動で連携されます。医師などと正確な情報が共有できるため、データに基づく診療・処方

が受けられます。

③ 限度額適用認定証などの連携

これまでの高額療養費制度における限度額適用認定証（※）は、患者が保険者へ申請を行わなければ発行されず、認定証の提示がない場合、一時支払いをする必要がありました。オンライン資格確認により、患者が情報提供に同意すると、患者から保険者への申請がなくても、限度額情報が共有され、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

※限度額適用認定証とは、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得などに応じた限度額にするために医療機関に提出する証類のこと。

オンライン資格確認の今後

全国のマイナンバーカード普及率は約40%（令和3年8月末現在）ですが、国は「デジタル化の基盤」として更なる普及に努め、

今後はデータヘルス基盤としての活用が予定されています。具体的には、全国の医療機関などで医療情報（薬剤情報、手術・移植や透視などの情報）を確認できる仕組みや、自身の保健医療情報（健診・検診データ）の閲覧・活用できる仕組みの拡大、重複投薬の回避にも役立つ電子処方箋の仕組みの構築などです。

受診時の利用方法などにご不明な点がありましたら、総合受付へお問い合わせください。

ご寄附のお礼

9月21日(火)、匿名様から市民病院に50万円のご寄附をいただきました。心より感謝申し上げます。

ご寄附いただきました浄財は、有効に活用させていただきます。